県営木曽日義地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営木曽日義地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営木曽日義地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年11月25日までに木曽町農業委員会に申し出てください。

令和7年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 県営木曽日義地区土地改良事業変更計画の概要
- 2 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度)から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

木曽日義地区 土地改良事業変更計画概要書

第1章 目 的

本地区は、木曽郡木曽町の北部に位置し、木曽川左岸に沿って形成された山間農業地域で、冷涼な気候のもと、水稲を中心に、水田の畑利用によるそば、とうもろこし等や畜産を組み合わせた複合経営が展開されている。

農業用水は、一級河川木曽川及びその支流から取水し、幹線用水路により受益地へ供給 されている。これまで様々な事業により整備や補修を行ってきたが、近年頻発する集中豪 雨により、溢水被害が発生するようになった。

本地域は、豪雨の際に計画区域内で一斉に被害が発生する傾向があり、護岸や床止等と 水路の一体的な整備が必要となっている。さらに、南海トラフ地震等の大規模地震が発生 した場合には、水路等の倒壊や崩落が危惧されている。

このため、水路等の整備を行い、被害を未然に防止することで、安定的な農業生産活動 と地域住民の安全な暮らしを確保する。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

長野県木曽郡木曽町の区域

2 気象

内陸性気候に属し、年平均気温は 10.6℃で、気温の日較差や年較差が大きい。年平均降 水量は 1962.3mm である。

3 土地状況

受益地は、木曽駒ケ岳の麓から木曽川の左岸に広がる標高 1100mから 800mの水田地帯で、南東から北西に 1/15 から 1/100 の傾斜を成している。

土壌は、中ノ原統と親ノ原統の2統に分類され、いずれも主に黒褐土の粘性土で構成されている。

4 水利状況

受益地の用水は、木曽川及びその支流を水源とし、野又水路、野上水路及び雨瀬水路の 3 系統の幹線用水路により供給されている。

野又水路は、一級河川正沢川の野又頭首工から最大取水量 0.156m3/s を取水し、29.5ha の農地に供給している。

野上水路は、準用河川野上川の野上上頭首工から最大取水量 0.033m3/s を取水し、6.2ha の農地に供給している。

雨瀬水路は、木曽川の雨瀬頭首工から最大取水量 0.066m3/s を取水し、11.8ha の農地に 供給している。

なお、野又水路及び雨瀬水路は、防火用水としても通年使用されている。

受益地からの排水は、野又水路、野上水路、雨瀬水路を含む地区内の用排水路を流下し、 木曽川に自然排水されている。

5 営農状況

冷涼な気候のもと、水稲を中心に、そば、とうもろこし等と畜産による複合経営が展開されている。朝晩の寒暖差により栽培されたそば、とうもろこし等は、市場から高い評価を得ている。

しかし、近年、人口減少、高齢化が著しいため、労働力低下が課題となっている。また、 耕作面積1ha未満の小規模農家が多く、農地の遊休荒廃化が深刻な問題となっている。

これらの情勢を踏まえ、農業生産性の向上と高付加価値化を進め、地域の特色を生かした農業振興を図っていく。

6 地域環境の概況

本地区では、レッドデータブック等に掲載されている希少種ではないものの、蝶 128 種をはじめとする昆虫類、鳥類、清流に住む魚類等の動物や植物が数多く確認されており、 豊かな生態系が形成されている。

受益地は、中央アルプス国定公園と御岳県立公園に囲まれており、木曽駒ケ岳を背景とした農村景観は、農業生産活動により保持されている。

第3章 変更の内容及び理由

1 変更内容

主要工事計画に係る総事業費の増(10%以上の増) 280,000 千円 → 485,000 千円

2 変更理由

野又水路(2工区)の排水路(土水路)は、法面崩落や溢水被害を防止するため、洗堀 箇所への床止や護岸等の設置を計画していたが、近年、増加する豪雨等によって、水衝部 の洗堀箇所等が増加しているため、護岸の延長を増工するなど必要な対策工事を実施し たい。

また、野又水路(5工区)及び雨瀬水路(2工区)は、周辺流域のからの排水流入が多く、豪雨時には水門を閉めても下流区間で排水断面が不足するため、下流区間の水路整備と併せて、排水流入を抑制する水門操作が特に必要となっている。近年、水門操作において、突発的な豪雨に水門操作が間に合わないことや、増水時の操作が危険であることから、水門操作を自動化したい。

これにより、本地区の主要工事計画である用排水路工に係る総事業費が 10%以上の増となることから、計画変更を実施する。

第4章 基本計画

1 事業計画

野又水路、雨瀬水路及び野上水路は、幹線用水路であるとともに、地域の排水路としても重要な路線であるが、近年頻発する集中豪雨により溢水被害が発生しているため、対策 工事が必要となっている。

また、国道 19 号を跨ぐ水管橋は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、水路橋が倒壊して、緊急輸送路が通行不能となるおそれがある。

このため、水路等を整備することにより、溢水被害や倒壊を防止し、安定的な農業生産活動と地域住民の安全な暮らしを確保する。

2 営農計画

本地区では、水稲を中心に、そば・とうもろこし等の作付けによる水田の畑利用を行い、和牛繁殖を併せた経営を計画している。

営農改善の方向として、水路等を整備することにより、洪水調節操作を円滑に行い、被害を未然に防止することで農業生産活動を維持するとともに、農業用水を安定的に供給し、担い手の営農の変化に対応した水配分を実現することで生産性の向上と維持管理の軽減を図る。

今後、優良農地の確保と耕作放棄地の防止に向け、地域計画に基づき、新規就農者の確保・育成を進めるとともに、担い手に農地を集積していく。

3 用水計画

農業用水は、木曽川とその左岸側の支流を水源とし、幹線用水路を経て各農地に供給されており、計画用水系統は現況と同様である。

4 主要工事計画

重卷夕	工籍	事業量	横浩等
事業名 農業用用排水 施設の変更	用排水路工	事業量 1,692m (1,630)	構造等 野又水路1:L=8m
施設の変更	√.	(1,630)	CPP φ 500 雨瀬水路 : L=180 (160) m
			一体型柵渠 600×600~ 1000×1000 野叉水路 5:水門自動化 1式(一) 雨瀬水路 2:水門自動化 1式(一)

5 環境との調和への配慮

事業の実施に当たっては、現在の環境を維持・保全していくことを基本とし、既存生物の生息環境や田園地帯の農村景観について適切な保全対策を講じる。

受益地は、木曽町田園環境整備マスタープランにおいて「環境配慮区域」に位置付けられており、工事の実施による環境への影響を考慮し、ミティゲーション 5 原則による対策を組み合わせることとする。

- ・施設の整備に当たっては、農村景観を阻害しないよう、可能な限り周辺景観に配慮した形状や色彩を採用する。
- ・地区外からの土砂搬入を極力避け、周辺地域の土取場から不足土を搬入することで、 地域の植生の保全を図る。
- ・資材を搬入する際、できるだけ外来植物種の種子が混入しないように留意する。
- ・工事の実施において、濁水を下流域に流さないよう、濁水流出の防止対策を行う。
- ・土工事(掘削)、法面の浸食に十分配慮し、土砂の流出を回避させるため、仮設の板柵などの設置を行う。
- ・可能な限り建設副産物を削減し、リサイクルの推進を図る。
- ・騒音、振動等による周辺環境への影響に配慮する。

第5章 費用の概算

総額 485,000(280,000)千円

第6章 効 用

事業名	算定項目	年総効果額
(AA)SIII	作物生産効果	11, 101 (7, 279) 千円
	営農経費節減効果	-1, 287 (-743) 千円
農業用用排水 施設の変更	維持管理費節減効果	-777 (-571) 千円
	災害防止効果(農業資産)	7, 501 (6, 185) 千円
	災害防止効果(一般資産)	6, 134(5, 107) 千円
	災害防止効果(公共資産)	54, 365 (50, 709) 千円
	国産農産物安定供給効果	2,070(991)千円
合 計		79, 107 (68, 957)千円

総効果(便益)額

1,639,181(1,428,788)千円

総費用

577, 485 (303, 413) 千円

総費用総便益比

2.83(4.70)

第7章 他事業との関係

なし

第8章 計画概要図

別添のとおり

